職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の概要

令　和　８　年　７　月
内閣人事局退職管理第一係

１　改正理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 12 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）の規定を改正する必要がある。

具体的には、職員官房令第 10 条及び役員官房令第９条に規定する内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第３項第１号に規定する給与所得控除額（65 万円）と、同法第 86 条第１項第１号に規定する基礎控除の額（58 万円）に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の２第１項第１号イ又は同項第２号に規定する額（37 万円）を加算した額（95 万円）の合計額（160 万円）と規定しているところ、改正法附則第 101 条により、令和 10 年分以後、これらの額は全国消費者物価指数の変化率に応じて２年ごとに見直すこととされた。

以上の改正の結果、職員官房令及び役員官房令についても規定の整理を要するところ、既に当該額について定める規定が複雑化していること等に鑑み、届出制度の安定性を確保するため、職員官房令及び役員官房令の規定については、以後、所得税法及び租税特別措置法を引用せずに定額を規定する必要がある。

２　改正内容

職員官房令第 10 条及び役員官房令第９条の規定中、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

※　本改正は、内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額の規定ぶりのみを改めるものであり、当該額の水準を変更するものではない。

３　施行期日

令和８年 10 月１日

（注）本件は内閣官房令の規定を整理するものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当することから、同条第１項（意見公募手続）の規定は適用されない。